



特定非営利活動法人 京都舞台芸術協会

2020 年度 定例総会

～資料～

新型コロナウイルス感染拡大防止対策により
本年度定例総会を特例的にオンラインビデオチャット方式で行います

とき：2020年5月9日（土）10:00～12:00（ビデオチャットは9:45より開設）

※ご出席方法などは別紙案内をご覧ください

当日連絡先 TEL：090-8208-9226（理事・中谷）

次第

1. 開会
2. 理事長あいさつ
3. 議長の選任 （P. 2）
4. 議事（審議事項）
 - ・ 第1号議案 役員および理事長・副理事長選任（P. 2）
 - ・ 第2号議案 定款の変更（P. 3）
 - ・ 第3号議案 2019年度 活動報告（P. 5）
 - ・ 第4号議案 2019年度 収支決算報告（P. 11）
～会計監査報告～（P. 12）
 - ・ 第5号議案 2020年度 活動計画（案）（P. 13）
 - ・ 第6号議案 2020年度 収支予算（案）（P. 18）
5. 会議録（理事会）（P. 19）
6. 議事録署名人の選任（P. 19）
7. 閉会

議長の選任

定款第26条にもとづき、総会出席者の中から議事をすすめる議長を選出します。
以降、議長は総会の進行を務めます。

■ 定款 第26条

第5章 総会

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第1号議案 役員および理事長・副理事長選任

3月に実施した役員信任投票の結果にもとづき、総会の場において理事の選任、ならびに理事長、副理事長の選任を行います。

■ 定款 第14条

第4章 役員

(選任等)

第14条 理事及び監事は、正会員の中からの立候補によって、正会員による選挙もしくは信任投票の結果に基づき総会で選任する。その立候補者が理事または監事の定数を超えた場合は正会員の選挙による順位に基づき総会で選任する。選挙に関する規定は細則を別に定める。

2 理事長及び副理事長は、正会員による選挙もしくは信任投票の結果に基づき総会で選任する。

投票数

■ 投票総数

16票（会員数 29 団体/個人、投票率 55%）

■ 有効投票数

16票

候補及び得票数（信任投票）

■ 理事候補（敬称略、50音順）

北方 こだち	16票
竹内 良亮	16票
筒井 加寿子/ルドルフ	16票
松岡 咲子/ドキドキぼーいず	16票
和田 ながら/したため	16票
（敬称略、50音順）	

■ 監事候補（敬称略、50音順）

植村 純子/劇団衛星	16票
田中 遊/正直者の会	16票

第 2 号議案 定款の変更

定款第 51 条にもとづき、該当箇所の変更を行います。

■ 定款 第 51 条

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

第 13 条 役員（理事）人数の変更

第13条の下線部において、定款の変更を行います。

■ 旧

(1) 理事 5 名

■ 新

(1) 理事 4～10 名

第 14 条 理事長及び副理事長の選任方法の変更

第 14 条の下線部において、定款の変更を行います。

■ 旧

2 理事長及び副理事長は、正会員による選挙もしくは信任投票の結果に基づき総会で選任する。

■ 新

2 理事長及び副理事長は、正会員による選挙もしくは信任投票の結果に基づき理事会で選任する。

第 16 条 役員の任期の変更

第 16 条の下線部を削除する、定款の変更を行います。

■ 旧

役員の任期は 2 年とする、但し、再任を妨げない。
再任は 9 期までとし、連続して 3 期を超えて再任されることは出来ない。

■ 新

役員の任期は 2 年とする、但し、再任を妨げない。

第 29 条 総会での表決方法の変更

第 29 条の下線部を追加する、定款の変更を行います。

■ 旧

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

■ 新

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。または、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって総会に参加し、表決することができる。

第 30 条 総会議事録の記載方法の変更

第 30 条の下線部を追加する、定款の変更を行います。

■ 旧

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

■ 新

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、又は表決委任者、又はオンライン会議システムによる表決者がある場合にあっては、その数を付記すること）

第 37 条 理事会での表決方法の変更

第 37 条の下線部を追加する、定款の変更を行います。

■ 旧

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

■ 新

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって、又はネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって理事会に参加し、表決することができる。

第3号議案 2019年度活動報告

2019年度に京都舞台芸術協会が行った活動

■ A 互助事業

- ① 「なんでも相談窓口」の運営
- ② 「契約書作りワークショップ」の開催
- ③ 協会会員同士の交流事業「交流会」

■ B 企画事業

- ① 「京都における上演戯曲アーカイブ」のサーチ
- ② 感想シェア会

■ C 連携事業

- ① 「ようこそアーティスト文化芸術とくべつ授業」へのアーティスト推薦
- ② THEATRE E9 KYOTO との共催事業
- ③ 各団体への後援、共催など

■ D 広報事業

- 情報発信（WEB サイト・会報・事業チラシ）



A 互助事業

① 「なんでも相談窓口」の運営

■ 目的

2018 年度に引き続き、京都における舞台芸術活動に関わる相談を受け付ける「なんでも相談窓口」のメールアドレスをウェブサイト上に設置、運用する。相談者個別の問題の解決をサポートすると同時に、その問題が多くの人にとっても共通する課題である場合には、その課題解決に向けたアクション（レクチャーやセミナーの実施、他機関との連携等）に繋げることで、京都における創造環境の発展を図る。

■ 報告

2018 年 11 月から開設した協会 WEB サイト上のメールアドレス「なんでも相談窓口」を、継続して運用。2019 年度は 3 件の相談が寄せられ、理事会による協議を経て、相談者への返信を行った。京都での人的ネットワークづくりに関する相談が多い印象があり、交流会事業などの需要が高いことを感じさせられた。引き続きの運用を計画している。

②「契約書作りワークショップ」の開催

■ 目的

本事業は、2018年度事業「舞台芸術家のための法律セミナー」で得た課題の発展から企画した。舞台芸術作品の制作に先立って（主催者－出演者）（主催者－技術スタッフ）間で書面による契約が結ばれる機会があるかどうかは、その企画の予算規模の大きさに比例するケースが多いのではないだろうか。金銭的リスクの少なさから、実態として予算規模の小さな企画では実態として契約書が作成されることは少ないが、作成することによって防止可能なトラブルもあると考える。他者と協働して作品を作る際、決めておくべき事柄、または、明確に決めておくべきではない事柄、というテーマに沿って意見を交換し、それを元に契約書を作成、その契約書について、法律の専門家の意見と解説を求めることを目的とする。

■ 実施内容

日時：2019年8月18日（日）14:30-16:40

会場：中京青少年活動センター 中会議室

参加者：19名

ゲスト：中村和雄氏（弁護士）



■ 成果と課題

参加者同士で話し合いながら架空の公演について契約書を作ってみるというワークショップ。去年実施した「舞台芸術家のための法律セミナー」に引き続き今年も弁護士の中村和雄先生に具体的で貴重なアドバイスをいただく。「民法」「イベント保険」「違約」…様々な事柄について知識を深めることができた大変意義深い会になった。詳細は京都舞台芸術協会ホームページのレポート記事を参照（<https://kyoto-pa.org/keiyakusyows-houkoku/>） 本事業、並びに2018年度事業「舞台芸術家のための法律セミナー」を踏まえ舞台芸術協会ホームページに「＜出演交渉、スタッフ委託交渉時＞あとで揉めない為のチェックリスト」を公開した。今後広く舞台芸術家に利用してもらえるように広報周知を継続していく必要がある。

③協会会員同士の交流事業「交流会」

■ 目的

昨年度に引き続き、舞台芸術に携わる方や興味のある方を多様につなぐハブとしての役割を果たすため、協会会員同士の、また協会会員と非協会会員との接点を見つめ、各自の問題意識のすり合わせや課題の共有を主体的に行うための場づくりを行う。また、協会そのものや協会の事業について知っていただく入り口としての位置づけも果たす。

■ 実施内容

交流会①「京都という創作環境をめぐる vol.2」

日時：2019年7月11日（木）19:30～21:30

会場：四条烏丸付近居酒屋

参加者：17名

交流会② 東山コミュニティカフェ「京都の学生演劇のイマ！」

日時：2019年10月1日（火）18:30～20:30

会場：京都市東山青少年活動センター ロビー

参加者：16名

※京都市東山青少年活動センターとの合同企画。

交流会③「演劇・ダンスと子育て」

日時：2020年3月14日（土）11:00～13:00

会場：AKIKAN

※新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑みて開催延期。

■ 成果と課題

2019 年度は、計 2 回の交流会を実施した。残念ながら交流会③は、今年度より新たに創出された企画であったが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑みて延期を決定した。交流会①と②は昨年と同じテーマであったが、継続的に開催することで交流会の形を前年度と比較検証することができた。主な継続事業のひとつとして、これからもより多様な参加者が集い、交流できる場にしていきたいと考える。参加者をもう少し増やしたいところではあるが、継続していくにあたっては、2019 年度末から新型コロナウイルスの事態収束まで、交流会の実施を検討する必要がある。



B 企画事業

①「京都における上演戯曲アーカイブ」のリサーチ

■ 目的

学生劇団が、京都の小劇場団体の過去作品へアクセスする機会の創出として、今年度はオンラインにて短編戯曲本棚の設置を実施する。主に学生劇団からの閲覧・戯曲利用を想定し、これまで触れる機会のなかった京都の舞台芸術家の作品に触れる機会を作る事で、今後の京都の舞台芸術の広がりにも寄与できればと考えている。

■ 成果と課題

リサーチの一環として、交流会②の中で、田中遊・村上慎太郎の戯曲を学生の方々に読んでもらった。学生からは、過去の京都の作家の戯曲を読みたい・興味があるとの声が聞かれた。そして、2020 年 2 月頭～3 月末に京都舞台芸術協会の web サイトにオンライン本棚を設置した。これもまたリサーチという形で期間限定でアンケートを実施した。その中には「面白かった。リクエストしたら公開してもらえるのでしょうか」「昨今のパクリパクられ問題などにもハッキリさせるために役立ちそう」などの有意義な意見を 13 件寄せられた。アーカイブのための現状の課題としては、掲載作家数や、コンテンツ継続のための掲載作家の著作権問題、それらの管理者が必要である。しかし、気づかされた点においては、自宅から出られない状況やどうしても劇場に行けない事情があった時に、オンライン本棚の必要性がより増すのだろうと感じた。

② 感想シェア会

■ 目的

作品を観ることで生まれる、思考や発想を批評として表現することで「観劇」の機会を次につなげ、作品に触れる欲求や、創作への意欲を高め、舞台芸術活動の活性化を促す。2017 年度、2018 年度と実施してきた「劇評講座」の趣旨を引き継ぎ、またこれまでの「参加者の集まりにくさ」という課題に対して、課題作品や講師ありきではなく、感想を共有しあう継続的な「場所」を作ることを主目的とする。

■ 実施内容

感想シェア会①

公演：安住の地 第4回本公演『Qu'est-ce que c'est que moi?』

日時：9月15日（日）13:00 の回の終演後

会場：THEATRE E9 KYOTO

感想シェア会②

公演名：第27次笑の内閣『ただしヤクザを除く』

日時：11月29日（金）19:00 の回 終演後

会場：THEATRE E9 KYOTO

感想シェア会③

公演名：したため#7 『擬婉』

日時：12月9日（月）14:00 の回 終演後

会場：THEATRE E9 KYOTO



成果と課題

【成果】

昨年度まで実施してきた「劇評講座」を引き継ぎ、今年度は観劇後に生まれた感想を気軽に共有する場所を作ることを目的に形式を一新して実施した。集まりにくさというこれまでの課題に対して、今年度は

「《時間》上演直後の実施」と「《場所》同じ場所での実施」を徹底することによって、参加率の向上の成果があった。前もっての上演団体からの周知や、当日会場での声掛けなどによって、事前申込ではない参加者が多く見られた。

【課題】

実施場所として、劇場ロビーや併設カフェの屋外スペースを想定していたが、劇場ロビーは終演後の上演団体の観客対応などによって、シェア会実施に十分なスペースを確保することは難しかった。また、9月の初回では併設カフェの屋外スペースを使用したのが、2回目3回目実施の際は、気温が低く屋外で実施は現実的ではなかったため、カフェ店舗内を占有する格好となってしまった。企画時点で店内での実施を想定し、予め調整と周知の必要があった。また、店内も10人を超える参加者の収容は難しいため、別の形での実施も併せて検討する必要がある。

C 連携事業

① 「ようこそアーティスト文化芸術とくべつ授業」へのアーティスト推薦

■ 目的

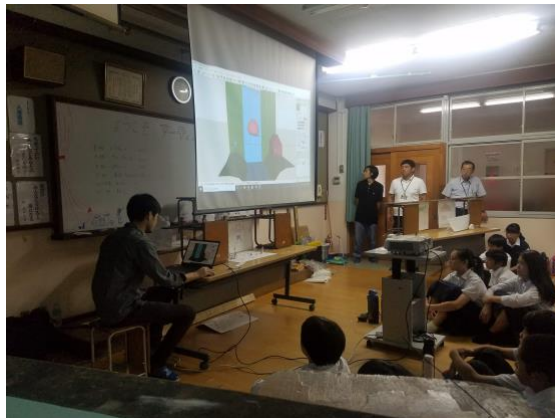
専門家集団である京都舞台芸術協会が窓口としての役割を果たし、芸術家の仕事を市民に広く知ってもらい、かつ舞台芸術の魅力をアピールする機会とする。

■ 連携内容

舞台美術家の竹内良亮氏と劇作家・演出家の村上慎太郎氏を推薦した。

竹内氏のワークショップでは、中学2年生を対象に、演劇テクニカルスタッフとしての仕事についての紹介と、実際に場面を想定した空間演出についてを、みんなが知っている昔話を題材に生徒同士で考えてもらうという内容で実施した。

村上氏のワークショップでは、支援学校の小学校1-6年生を対象に、会話劇を紡いでいくうえでのコミュニケーションの要素を分解して、受け渡す・受け取るということを、身体を使った体験を重視した内容で実施した。



② THEATRE E9 KYOTO との共催事業

■ 目的

新設劇場の事業に共催者として加わり、舞台芸術に携わる人々のネットワーク形成、観客参加の裾野の拡大など、京都における劇場文化のさらなる発展に寄与する。

■ 概要

2020年5月にTHEATRE E9 KYOTOにて開催予定のショーケース企画に関して、主催者のTHEATRE E9 KYOTO（運営：一般社団法人アーツシード京都）より要請を受け、共催者として事業に参画する。広報協力等に加え、協会の事業である「感想シェア会」や「交流会」をショーケース企画と併催することで、観客間の交流や舞台芸術に携わる人々のネットワーク形成を企図する。

■ 報告

共催者として、出演団体の推薦、大阪現代舞台芸術協会（DIVE）との連携、プレトークイベント「はじめる・つづける・つなげる」の企画および制作業務、終演後の「感想シェア会」の企画などを行い、劇場とともに公演準備を進めた。※公演およびプレトークイベントは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期（時期未定）

③ 各団体への後援、共催など

■ 共催

演劇ビギナーズユニット 2019

主催：京都市東山青少年活動センター

■ 後援

したため#7『擬焼』

2019年12月6日-15日

主催：したため

夕暮れ社 弱男ユニット『京都で、恋とフォーク』

2019年6月27日-30日

主催：夕暮れ社弱男ユニット

ソノノチ『たちまちの流（ながれ）』

2020年1月16日-19日

主催：ソノノチ

D 広報事業

情報発信（WEB サイト・会報・事業チラシ）

昨年に引き続き、会報と事業案内チラシをそれぞれに年2回発行。

WEB サイトでは、事業ごとに担当者によるレポートを掲載するなど、積極的な情報発信が行われた。



第4号議案 2019年度 収支決算報告

2019年度決算

収入

費目	細目	金額	備考
会費	個人会費	¥90,000	13名分
	団体会費	¥78,000	9団体分
	賛助会費	¥0	
寄付		¥0	なし
助成金		¥0	なし
事業収入		¥6,500	契約書WS参加費
		¥64,800	交流会1参加費(3240円×20名)
過年度修正益		¥6,000	※2018年度分会費収入未計上分
当期収入合計		¥245,300	
前年度繰越金		¥7,484	
合計		¥252,784	

支出

費目	細目	金額	備考
事業費	広報	¥7,642	Webサイト運用(サーバー料、ドメイン料)
		¥6,007	会報事業(コピー代、発送費)
		¥6,210	総合チラシ(事業紹介チラシ)作成費
	企画	¥61,560	交流会事業(会場費)
		¥12,590	契約書作りWS(謝金、会場費など)
		¥1,346	感想シェア会(のぼり旗作成)
	協賛金	¥10,000	演劇ビギナーズユニット協賛金
	支払手数料	¥216	振込手数料など
管理費	地代家賃	¥6,000	京都市市民活動総合センターロッカー(中) 500円×12ヶ月
	通信運搬費	¥17,164	郵送料、切手代など
	印刷製本費	¥2,684	理事会・総会等書類作成費用
	消耗品費	¥22,252	
	支払手数料	¥150	振込手数料
	租税公課	¥0	
	諸会費	¥10,000	京都市芸術文化協会 会費(2019年度)
	旅費交通費	¥10,800	
	雑費	¥0	
当期支出合計		¥174,621	

当期収支差額	¥70,679
次年度繰り越し金見込み	¥78,163

NPO法人 京都舞台芸術協会 令和2年3月31日現在 貸借対照表

資産	金額	負債・資本	金額
現金	¥69,841	未払金	¥0
ゆうちょ銀行	¥287	前受金	¥6,000
郵便振替口座	¥6		
京都銀行	¥5		
未収金	¥0	前期繰越正味財産	¥7,484
前払金	¥14,024	当期正味財産増減額	¥70,679
	¥84,163		¥84,163

会計監査報告

監査報告書

特定非営利活動法人京都舞台芸術協会
理事長 田中 遊 殿

特定非営利活動法人京都舞台芸術協会の2019年度会計について、通帳・帳簿・領収書を精査し、問題のないことを確認いたしました。

令和2年4月14日

京都市石京区鳴滝泉殿町(番地)7

植村 純子



令和2年4月15日

京都市石京区西院西田町48
アワシ葛野405

北方 正三



第 5 号議案 2020 年度 活動計画（案）

2020 年度の活動計画（案）

■ A 互助事業

- ① 【継続】「なんでも相談窓口」の運営
- ② 【新規】「創作活動」と「労働環境」の関係性を探るリサーチ
- ③ 【継続】舞台芸術家の交流事業「交流会」

■ B 企画事業

- ① 【継続】感想シェア会
- ② 【新規】思考と技術のトークシリーズ（仮）
- ③ 【新規】講演とワークショップ「アレクサンダー・テクニクと俳優（仮題）」

■ C 連携事業

- ① 【新規】THEATRE E9 KYOTO×京都舞台芸術協会ショーケース企画“Continue”
- ② 【継続】「ようこそアーティスト文化芸術とくべつ授業」へのアーティスト推薦
- ③ 【継続】各団体への後援、共催など

■ D 発信事業

【継続】情報発信（WEB サイト・会報・総合チラシ）

A 互助事業

① 【継続】「なんでも相談窓口」の運営

■ 目的

2018 年度・2019 年度から引き続き、京都における舞台芸術活動に関わる相談を受け付ける「なんでも相談窓口」のメールフォームをウェブサイト上に設置、運用する。相談者個別の問題の解決をサポートすると同時に、その問題が多くの人にとっても共通する課題である場合には、その課題解決に資する事業を次年度以降に組み込む等、インフラとしての機能をより強化する。

■ 概要

「なんでも相談窓口」に寄せられた相談については、理事会および事務局がメールもしくは直接の面談によって対応する。相談内容に応じて、理事および協会のネットワークを活用し、ナレッジの提供、施設・組織・人の紹介などを行う。寄せられた相談の解決方法が、相談者のみならず多くの人にも役立つと考えられる場合、相談者の個人情報等に最大限配慮した上で、事例を WEB サイトに掲載し広く共有できるものとする。

② 【新規】「創作活動」と「労働環境」の関係性を探るリサーチ

■ 目的

「公演」を「労働の場」として環境を捉えなおすことを主な目的とする。

特に小劇場の場においては、契約書が交わされることは少なく、労働条件が曖昧なままであることが多い。そのことで成り立ってきた部分もあるが、現状、特にスタッフについては若手が大学卒業とともにフリーランスではなく、就職の道を選ぶことが増えており、若手のフリーランススタッフ不足が発生している。フリーランスだからこそできる創作活動もある。そのためには、「仕事」として創作活動ができる環境を整えていく必要があるのではないかな。そしてそれが簡単にできない理由はそもそも何なのか。俳優や演出家、スタッフそれぞれの労働をどう算出するべきのかなど考えを議論していきたい。

■ 概要

まずは、現状を把握することからスタートし、並行して具体的な知識を学ぶ場を設け、最終的には今できる最善の環境改善方法は何かを探る。現状の把握については、座談会という顔が見える/直に会話を交わすことができる場と、匿名性のあるアンケートを実施することでリサーチする。また、法律や助成金の仕組み、海外の例、そもそも公演とはどのように企画されるのかなどをテーマに専門家をゲストに迎えた勉強会を実施したい。

③ 【継続】舞台芸術家の交流事業「交流会」

■ 目的

前年度に引き続き、交流会事業を行う。2018年度、2019年度と実施してきたこの事業は、協会員・非協会員の方を多様につなぐ場として、また協会のことをより深く知っていただく機会として機能してきた。それらを継承していくと共に、トークイベントや座談会など、これまでとは違った形式での実施を試み、より多様な人材がつながる場となることを目指す。

■ 継続検討する主な内容

「演劇・ダンスと子育て」

昨年度3月に開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑み、実施を延期したテーマ。ライフスタイルに大きな影響を与える子育てと、演劇やダンスなどの舞台の現場との関係については、子育て当事者だけではなく、子育て中の人と共に作品作りに関わる多くの人にとっても重要なポイントだと考えられるため、「演劇・ダンスと子育て」中心的なテーマに設定した交流会を開催する。

「京都という創作環境をめぐる vol.3」

2018年・2019年と開催し好評を博した同テーマでの交流会を継続して実施。創造環境の整備や課題解決など、本協会と近いミッションを持っている芸術支援団体のスタッフを多く招き、交流や情報交換を行う。

■ その他考えられる内容とテーマ

- 学生演劇との交流会
- 創作の場づくりについて
- 演劇的創作プロセス
- 子どもと舞台芸術
- 地域と舞台芸術 など……

■ 予算

参加費（毎回 500 円～1500 円程度）のみで実施

※懇親会費は別途徴収するものとする。

B 企画事業

①【継続】感想シェア会

■ 目的・ねらい

作品を観ることで生まれる、思考や発想を批評として表現することで「観劇」の機会を次につなげ、作品に触れる欲求や、創作への意欲を高め、舞台芸術活動の活性化を促す。前年度まで実施してきた「劇評講座」の趣旨を引き継ぎ、感想を共有しあう継続的な「場所」を作ることを目的に2019年度より形式を一新して実施をしている。今年度は引き続き同形式での実施、定着化をねらいとする。

■ 概要

舞台作品を鑑賞し、それぞれの中に生まれるイメージや感覚、疑問や違和感、そうしたものを自身の中に留めず、他人とシェアしていくことが、作品にとってさらなる広がりを見せることになる。そうした作品と観客の関係性をより豊かにしていく一歩として、参加者の参加し易さを考慮し同じ作品を観た他者と感想を気軽に共有する場を作ることが主眼におく企画とする。

②【新規】思考と技術のトークシリーズ（仮）

■ 目的・ねらい

舞台芸術家を志す人々にとって、生み出したいものはなんだろうか。おもしろいもの、新しいもの、誰かに認められるもの。各々に存在するであろう目指す先に対して、どういった技術が必要なのか。憧れる前に、そこに向かう道をつくる基礎力や、新しい価値を生み出すための意欲は、個人で獲得する以上に全体で育んでいかなければならないのかもしれない。

舞台芸術家として創作活動をつづけていくために、また京都舞台芸術業界の文化的・芸術的發展と継承のために、それらを担っていく私たちに必要となる、考え続け実践する力、つまり思考力と技術力の底上げを目指す取り組みとする。これらは単年度で達成されるような簡単なことではないが、対話の場の創出から少しずつ挑戦していきたい。

■ 概要

ゲストを迎え、対話型・参加型のトークイベントを行う。今年度はプレとして、「演劇的創作現場」「子ども」「地域」などのテーマで開催。さらに、その場には必ず舞台芸術家以外のゲストを迎え、多様な視点からテーマを掘り下げることで、実験場の機能を持つことを目指す。

③【新規】講演とワークショップ「アレクサンダー・テクニックと俳優（仮題）」

■ 目的・ねらい

舞台に立つ俳優には身体をよりよく使うための訓練が必要、との声はとてもよく耳にするが、そのために具体的に何をすればいいのかわからない、という声も同様に多く聞かれる。

この事業では、欧米の舞台芸術専門機関で必須カリキュラムとなっている「アレクサンダー・テクニック」の指導者

を招き、俳優が身体の使い方を学ぶことの意義や効果、そのための具体的な手段等についての講演とワークショップを行ってもらう。

もっと「上手く」なりたいが何をしたらいいのかわからない、漠然と「才能がない」と感じている、努力しているつもりなのに成果を実感できない、身体に不調がある等々、さまざまな問題を抱える俳優にとって新たな扉が開かれる機会となれば幸いである。また俳優だけではなく、俳優と稽古場で日々密接に向き合う演出家やスタッフにとっても有益な時間となることを期待する。

■ 概要

アレクサンダー・テクニク・センター スタジオ K 主宰の芳野香氏を講師に迎え、上記の目的に沿った講演およびワークショップを開催する。時間は1時間半～2時間程度。開催時期や規模等は未定。新型コロナウイルスの状況を考え合わせ、適切な時期と規模で行う。

C 連携事業

① 【新規】THEATRE E9 KYOTO×京都舞台芸術協会ショーケース企画“Continue”

■ 目的

「続けること」をテーマに、上演活動のみならず、同時代にどのような舞台芸術がありうるか、対話とその共有によって可能性を探る。公演準備や関連企画を通じて、舞台芸術に携わる人々のネットワーク形成、観客参加の裾野の拡大など、京都における劇場文化のさらなる発展に寄与する。

■ 概要

公演準備・広報および関連イベントの企画・運営を劇場と協力して行う。「感想シェア会」や「交流会」など、協会の事業の一部を公演の関連イベントに位置づけることで、相乗効果を企図する。

※当初5月に予定していた公演は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、劇場及び参加アーティストとの協議を経て延期を決定した。状況を注視しつつ、今年度あるいは来年度内での公演実施の可能性を探るため引き続き協議の場を設ける。公演時期が未定の間、オンライン上で劇場・参加アーティスト・協会が対話する場を公開し、劇場に集まって上演が行えない中でも、粘り強く思考を続けていく。

② 【継続】「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」へのアーティスト推薦

■ 目的

専門家集団である京都舞台芸術協会の窓口としての役割を果たし、市民に広く舞台芸術の魅力をアピールする

■ 概要

京都市では、2007年度から、芸術家を小中学校へ派遣する事業を始めた（京都市が京都芸術センターに事業委託し、京都芸術センターがアーティストと学校現場の仲介を行う）。伝統芸能から生活芸術、現代芸術（演劇・ダンス）まで、幅広いジャンルの芸術家を派遣して子どもたちに「授業」を行い、優れた文化芸術の「ほんもの」に触れる機会を創出することによって、文化芸術に親しむきっかけを創り、豊かな感性や人間性を育むとともに、その中から文化芸術の次代の担い手が出てくることを目指す。

③ 【継続】各団体への後援、共催など

前年度同様、随時募集し、理事会にて審議し承認する

D 発信事業

【継続】情報発信（WEB サイト・会報・事業総合チラシ）

2017 年度より再開した会報の発行、2018 年度より開始した事業総合チラシの発行を継続する。

WEB サイトの情報の連携強化をしていきたい。また、同時に SNS（Twitter、Facebook）の連携強化をしていく。

第 6 号議案 2020 年度 収支予算（案）

収入

費目	細目	金額	備考
会費	個人、団体	¥174,000	29個人団体×6,000円
事業収入	交流会事業	¥45,000	参加費1000円×15人×3回
	トークイベント参加費	¥5,000	参加費500円×10人(非協会員)
	俳優向けWS参加費	¥10,000	参加費2000円×5人(非協会員)
助成金		¥0	検討中
当期収入合計		¥234,000	
前年度繰越金		¥78,163	
合計		¥312,163	

支出

費目	細目	金額	備考
事業費			
	互助事業	¥5,000	労働環境のリサーチ (交通費、雑費等)
		¥45,000	交流会事業(会場費・飲食費など)年3回
		¥20,000	交流会関連・トークイベント開催費 (ゲスト謝金、消耗品費等)
	発信事業	¥10,000	ウェブサイト運用(レンタルサーバー、ドメイン)
		¥20,000	総合チラシ、会報作成・発送費
	企画事業	¥5,000	感想シェア会事業(会場費など)年3回
		¥15,000	E9との共催事業(協賛金、雑費)
		¥35,000	俳優向けワークショップ(講師謝金、会場費等)
	協賛金	¥10,000	演劇ビギナーズユニット協賛金
管理費			
	地代家賃	¥6,240	京都市市民活動総合センターロッカー(中)
	通信運搬費	¥17,000	郵送費、切手代など
	印刷製本費	¥3,000	理事会・総会 書類作成、コピー代
	消耗品費	¥10,000	事務用品
	支払手数料	¥1,000	振込手数料 など
	租税公課	¥3,000	印紙など
	諸会費	¥10,000	京都市芸術文化協会 会費
	旅費交通費	¥10,000	事務局交通費
当期支出合計		¥225,240	

当期収支差額	¥8,760
次年度繰り越し金見込み	¥86,923

会議録（理事会）

2019 年度、下記の日程で理事会を実施した。

■ 実施日時

2019 年

4 月 8 日	17:00-19:00	於・京都市市民活動総合センター
5 月 8 日	16:30-19:00	於・京都市市民活動総合センター
6 月 4 日	16:30-19:00	於・京都市市民活動総合センター
7 月 11 日	16:30-19:00	於・モスカフェ 烏丸六角店
8 月 11 日	10:00-12:00	於・京都市市民活動総合センター
9 月 27 日	10:00-12:00	於・京都市市民活動総合センター
10 月 14 日	10:00-12:00	於・京都市市民活動総合センター
11 月 18 日	19:00-20:30	於・京都市市民活動総合センター
12 月 27 日	12:00-15:00	於・京都市市民活動総合センター

2020 年

1 月 20 日	11:00-13:00	於・京都市市民活動総合センター
2 月 21 日	13:30-16:00	於・京都市市民活動総合センター
3 月 16 日	15:00-17:00	於・京都市市民活動総合センター

議事録署名人の選任

以上の議事をもとに議事録を作成し、議長が選出した署名人が署名・捺印をし、所轄庁に議事録を提出します。

■ 定款の該当項目

第5章 総会

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。